

第10回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料②

～市場監視・モニタリングに向けた議論～

令和6（2024）年11月20日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

本日のWGについて

- 前回の第9回WG（5/20）では、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）等の改正案についてご議論いただき、その後、5月25日から1ヶ月間、改正案についてパブリックコメントを募集し、7月2日、改正省令の一部施行に併せ、ガイドライン等を改正・公表した。
- WG中間とりまとめでは、**制度見直しの実効性確保策**として、**有識者や消費者等の関係者が、公開の場で、商慣行改革の動向について継続的に監視・モニタリング**することとしていたところ、本日は、**改正法令の施行後の状況についてご確認**いただいた上で、**今回の商慣行改革を着実に推し進めていく**こととしていたところ、本日は、改正法令の施行後の状況についてご確認いただいた上で、商慣行改革を着実に推し進めて行くべく、ご意見・ご議論いただきたい。

＜今後のスケジュール（案）＞

- 2024年11月20日（本日）
市場監視・モニタリングに向けた議論
- 年内～年明け目途
LPガス事業者ヒアリング
- 年度内目途
調査結果を踏まえた議論（貸付配管関係）（P）
三部料金制の徹底に係る規律（2025年4月2日施行）に係る留意点の整理
- 2025年4月2日
改正省令の施行 ～三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示又は計上禁止）

(参考) LPガスの商慣行是正に向けた取組状況

制度整備

液石法施行規則の改正（2024年4月2日公布）

（1）過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

（2）三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

- ① LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外出し表示）
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

* 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

（3）LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

- 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底
 - － 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
 - － 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

取引適正化ガイドラインの改正（2024年7月2日改正）

* 上記規律の趣旨・目的、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等を記載。

運用・解釈通達の改正（2024年7月2日改正）

実効性確保に向けた今後の取組

● 監視・通報体制の整備、厳正な対処

- ・ LPガス商慣行通報フォーム（2023年12月1日開設）に寄せられた情報の活用
- ・ 規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備

● 関係省庁と連携した取組

- ・ 不動産関係者・建設業者への周知・対応要請【国土交通省】
- ・ 消費者・消費者団体等に対する周知啓発【消費者庁】
- ・ 市場監視・モニタリング【公正取引委員会、国土交通省、消費者庁】など

● 公開モニタリングを通じた継続的な市場監視

- ・ 有識者や消費者等の市場関係者が集まり、商慣行の是正状況について確認・議論。更なる制度見直しの要否も検討。
 - ✓ 通報フォームに寄せられた情報、事業者による自主取組宣言の実施状況、三部料金制の適用割合等のフォローアップ調査結果、関係省庁と連携した取組状況等について確認・議論
 - ✓ 大手LPガス事業者による取組状況のヒアリング
 - ✓ いわゆる「貸付配管」をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリング など

事業者による自主的な取組

● 商慣行見直しに向けた取組宣言

- ・ 消費者に対し、事業者による商慣行是正に向けた法令遵守等の姿勢を見える化（公開モニタリングや取り締まり等において宣言内容を活用）

(参考) 液化石油ガス流通WG「中間とりまとめ」(2024年4月19日)・抜粋

Ⅲ. 商慣行是正に向けた対応方針

(3) 制度見直しの実効性を確保するための方策

④ 公開モニタリングの実施

今後、LPガス事業者による商慣行是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、規制当局による取り締まりのみならず、有識者や消費者等の関係者が、本WG又はLPガス地方懇談会といった公開の場で、LPガス事業者の取組等、商慣行改革の動向について監視・モニタリングしていくことが必要である。

公開モニタリングの場では、例えば、以下のような内容を確認・議論していくことが考えられる。

- ✓ 通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容
- ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況
- ✓ 大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）
- ✓ フォローアップ調査の結果
- ✓ 関係省庁と連携した取組状況

公開の場で様々な関係者が、LPガスの商慣行改革の動向を確認・議論していくことは、市場関係者による相互監視を通じた違法行為への抑止力にもつながり、また、市場監視機能を高めるという観点からも有益である。今回の商慣行改革を着実に推し進めていくためにも、当分の間、市場監視・モニタリングを継続していく必要がある。

また、当該議論を通じて、更なる改革・制度見直しの要否を検討していくことも期待される。

1. 改正法令の施行後の状況

- (1) LPガス地方懇談会における議論状況**
- (2) 「LPガス商慣行通報フォーム」に寄せられた情報**
- (3) 規制当局における監視・執行体制整備、規制当局の取組**
- (4) 関係省庁と連携した取組 ~不動産関係者への対応等**
- (5) 商慣行見直しに向けた取組宣言**

2. 本日ご意見・ご議論いただきたい事項

(1) LPガス地方懇談会における議論状況

- 本年7月から、全国9ブロックにおいて、LPガス地方懇談会を開催。消費者団体、LPガス事業者、関係団体、行政（自治体及び地方経産局・国）、学識経験者が一堂に会し、保安情報も含めた最新のLPガス関連情報の共有及び意見交換等を実施。
- 昨年度に続き、商慣行是正について多くの時間を割いて議論しているところ、「**今回の制度改革を評価**」、「**料金透明化について幅広く周知することが必要**」、「**関係省庁との連携も含め実効性確保が重要**」、「**問題のある行為への取締りの徹底、厳しい措置が必要**」等の意見が出された。

令和6年度 LPガス地方懇談会

<開催実績>

7/25(木) 北関東
8/5 (月) 南関東
8/29(木) 北海道
9/4 (水) 東北
9/25(水) 中部
10/2 (水) 近畿
10/29(火) 中国
11/8 (金) 四国
11/19(火) 九州・沖縄

消費者

- LPガス料金の透明性を高め消費者を守る今回の制度改革を評価。（北関東、南関東、北海道、中部、中国、四国）
- 消費者の意識をどこまで高められるかが重要。消費者への周知も重要。（北関東、南関東、東北、中部、近畿、中国）
- 地域によってガスの価格差が大きい。契約時は安い、値上げするペースが早いといった情報も耳にする。（北関東、南関東、北海道、東北、中部、近畿、中国）
- 関係省庁との連携も含めて、実効性の確保対策を進めることが重要。（北海道、東北、南関東、中部、近畿、中国、九州・沖縄）
- 三部料金制の徹底について、設備費用が本当に含まれていないのか行政のチェックを徹底してもらいたい。（東北）

LPガス事業者

- 料金が不透明だという指摘は事業者としても実感。値上げありきの安価な売り込み営業も含めて国の方でよく精査して欲しい。ブローカーによる営業行為についても指導を徹底して欲しい。（北関東、四国、九州・沖縄）
- 無償貸与や紹介料の支払など過大な利益供与を行っている事業者はまだ存在しており、事業者への指導を徹底して欲しい。（北海道、北関東、南関東、中部、四国）。問題のある行為が確認された場合は社名公表などの厳しい措置を取るべき。（南関東）
- 建設・不動産関係者に対しての指導も進めて欲しい。（中部）

有識者

- 料金透明化に対する関心は非常に強いと感じた。事業者はコンプライアンスを遵守してもらうとともに、料金透明化について幅広く周知する努力を続けてもらいたい。（北関東、近畿）
- 今回の商慣行の問題はLPガス事業者だけでなく、不動産関係者も関わる問題。明らかにおかしな要求は国土交通省からも指導するなど、不動産関係者側の改革も進めるべき。（南関東）
- 商慣行改革の議論は進んできたからこそ見えてきた新たな課題もある、引き続き議論を重ねていくことが重要。（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国）。他省庁とも連携して取組を進めていくことが重要。（近畿、中国、九州・沖縄）

(2)「LPガス商慣行通報フォーム」(2023年12月1日開設)

- 昨年12月、LPガスの商慣行是正に向けた取組の一環として、**「LPガス商慣行通報フォーム」(LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口)を開設。** ※匿名での情報提供も可能。情報提供者の属性も問わない。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html
- 寄せられた情報は、**違反行為の取り締まり**や**市場監視・モニタリング**等に活用。

① 液化石油ガス法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、**任意ヒアリング**や、**液化石油ガス法に基づく報告徴収や立入検査**等を行う。

※ 寄せられた情報は、地方経済産業局経由で自治体にも共有。

② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、**連携した対応**につなげる。

※他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、**制度改正後の市場モニタリング**に活用するとともに、**今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案**に活かす。

※情報提供者が不利益を被ることがないように情報管理を徹底。

- ✓ 通報フォームに寄せられた**個別事案の情報**に関しては、**情報提供者の利益が害されないよう**取り扱う。
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。
このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された**情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス**等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、**情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。**

(2) 通報フォームに寄せられた情報①

改正法令の施行前の状況

- 通報フォームに寄せられた情報の件数は、**改正法令施行前の2024年7月1日時点で約1200件超**と、5月10日時点の約670件から大きく増加。**特に5月は約400件と、月当たりの情報提供件数としては最も多かった。**
⇒ 施行前の駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）に関する情報が多数。なお、そうした情報提供があった事業者に対しては、随時、事実関係や社内体制を確認し、必要に応じて注意喚起・対応要請を実施。

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

- **改正法令施行後の2024年7月2日から10月末までに寄せられた情報の件数は約700件。月別でみると、150～200件弱で推移。**
 - ・ 情報提供者の属性別にみると、LPガス事業者からの情報提供が71%、消費者からの情報提供が14%、不動産関係者からの情報提供が7%。
 - ・ **LPガス事業者による行為についての情報提供は全体の86%。**不動産関係者による行為については9%、ブローカーや都市ガス事業者等による行為については5%。
 - ・ **匿名による情報提供は全体の約4割**（メールアドレス等の連絡先や参考資料の記載が全くないものは全体の約3割）。
 - ・ 地域ブロック別でみると、**関東、中部、九州・沖縄**からの情報提供件数が多い。都道府県別でみると、**三重県、東京都、長野県、愛知県、埼玉県**からの情報提供が多い。

地域ブロック	情報提供件数
北海道	28
東北	29
関東	266
中部	146
近畿	17
中国	32
四国	13
九州・沖縄	54
記載なし	111
計	696

※ 2024年7月2日～10月末に寄せられた情報について、情報提供者が所在する都道府県で集計。
※ 1件の情報提供の中に複数事案が含まれるものも1件として計上。
※ 同一人物からの同一内容の通報についても1件として計上。
※ 関東には新潟県、静岡県、中部には三重県、近畿には福井県が含まれる。

(2) 通報フォームに寄せられた情報②

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

- 情報提供のあったLPガス事業者による行為（約600件）のうち、
 - ・ 設備の無償貸与や安値提供、紹介料・リベート・キックバック、フリーメンテナンスサービスなど、オーナー等に対する利益供与に関するものが過半を占める。
 - ・ 次いで、LPガス営業に関して断ったのに再訪問したり居座る等、強引な勧誘行為に関するものが2割弱。その他、LPガス料金が高い等の指摘も寄せられている。
- 不動産関係者による行為（約60件）のうち、設備の無償貸与やフリーメンテナンス等、利益供与を求めるものが7割程度。ブローカー等による行為についてみると、利益供与に関するものに次いで、強引な勧誘行為に関する情報が多い。

<通報フォームに寄せられた情報の例>

- ✓ LPガスの営業として、LPガス事業者が、以下のような行為を行っている。
 - 給湯器、ガス消費配管のほか、エアコン、インターフォン等の設備について、無償貸与を行う、著しく安価で販売する、プレゼントする等
 - 物件所有者に設備費用を負担してもらうが、キャッシュバックや紹介料支払い、ポイント付与などの利益供与により相殺している
 - LPガス事業者を切り替えれば、賃貸集合住宅の物件所有者に対して1戸毎に紹介料や、毎月手数料を支払う
 - LPガス事業者の切り替え時に、切替え前の事業者が無償貸与していた設備の費用や違約金等について、物件所有者の代わりに、切替え後のLPガス事業者が支払っている
- ✓ LPガス事業者の切り替え条件は不明だが、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ 設備の無償貸与やフリーメンテナンスを賃貸集合住宅所有者から求められ断ったところ、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ LPガス事業者が、ブローカー等、外部の委託先を使って過大な営業行為や強引な勧誘を続けている。
- ✓ LPガス販売の仲介事業者が、無償貸与や紹介料の支払いを条件に顧客を獲得し、その顧客を提携しているLPガス事業者に紹介している。
- ✓ ホームページ等で公表している基本料金・従量料金から、かけ離れた安価で売り込み営業をかけている。
- ✓ LPガス料金が他の事業者と比較して高い。
- ✓ 一度断ったにも関わらず何度も訪問し、LPガス契約を切り替えるまで帰らずに居座る、勝手に敷地に入ってきてガスボンベを確認していく、現在契約しているLPガス事業者の悪口を言うなど、営業行為に問題がある。

(3) 規制当局（国・自治体）における監視・執行体制整備

- 昨年来、制度改革の内容について自治体担当者への周知に取り組んできているところ、改正省令の公布後、**自治体向け説明会を随時実施中**。＊保安に関する地域ブロック会議や研修の場でも、取引適正化に関する説明・質疑等を実施。
- 改正法令施行前の6月には、自治体向けに、**執行体制整備に係る要請文書**を発出。また、**立入検査マニュアル（チェックリスト）**を整理・とりまとめ、8月初旬、自治体にも共有。

改正省令公布後の主な取組

自治体担当者向け説明会（24年5月13～17日）

- ・ 制度改革の内容について周知（各回1時間半、質疑応答あり）
- ・ 担当者が参加しやすいよう9回に分けて集中実施。
～ 5/13(3回)、5/14、5/15(2回)、5/16、5/17(2回)、参加人数：延べ252人

自治体に対する執行体制整備の要請・説明会（24年6月）

- ・ 6月24日付けで事務連絡（文書）を発出し、体制整備を要請
 - ① 実効性確保に向けた人員体制等の整備（立入検査等のマニュアル整備、担当者向けの定期的な研修等）
 - ② 所管のLPガス事業者による法令遵守や商慣行是正に向けた取組に対する指導・監督、及び、問題があると考えられる事案に対する厳正な対処
 - ③ 資源エネルギー庁において実施予定の市場監視・モニタリングへの協力
- ・ 6/28、7/1、7/3、体制整備に向けた説明会を開催（延べ300人参加）

立入検査マニュアル（チェックリスト）の整備（24年8月）

- ・ 資源エネルギー庁及び地方経済産業局が整理・とりまとめ。8月初旬に自治体にも共有。
- ・ 内容については、今後、適宜アップデートしていく予定。

体制整備のための予算要求

- ・ 監視体制の強化に向け、調査費、人員配置のための予算を要求中（R7年度）

＜各方面からの御意見（概要）＞

●消費者団体

- ・ 政令都市の検査担当者からの聞き取り調査では、人員不足で検査は四年に一度しかできておらず、保安業務検査マニュアルと検査官の研修の教本はあるが、商慣行是正の検査マニュアルと教本は整備されていなく、新任の検査官は何をやったらいいのかわからない状態とのこと。
- ・ 商慣行を是正していくためにも、①自治体立入検査体制の整備、②検査マニュアルの作成、③検査担当者向けの全国統一研修の実施等に取り組んでいただきたい。2017年の省令改正とガイドラインを「守らせられなかった行政」の反省点としてやりきる事が重要。

●LPガス事業者

- ・ 過大な利益供与により賃貸集合住宅へのガス供給が不当に奪われるおそれがある。そうした違反行為に規制当局が早急に対応するには、特に地方の場合は自治体の協力が不可欠。自治体をしっかり巻き込んで実施体制を強化する必要。
- ・ 自治体の担当者が今回の制度改革について何も知らないということがあった。自治体に対応しきれんのか懸念される。自治体に通知を発出するなど、しっかり周知して欲しい。

(3) 規制当局の取組①:LPガスの商慣行是正に向けた“事業者連絡会”の開催

- 本年6月14日、LPガス事業者連絡会を開催。液化石油ガス法にかかる改正法令の施行を迎えるに当たり、**広域的に多数の消費者にLPガスを販売している事業者等16社の社長等の役員クラスが一堂に会して決意表明**することで、業界全体の機運を高め、改正法令の実効性を確たるものとしていくことが目的。
- **資源エネルギー庁から、消費者から信頼されるエネルギーとなるようしっかり取り組んでいくことを要請**。LPガス事業者から、商慣行是正に向けた決意表明に加え、各社による取組等の説明がなされた。

※議事概要：<https://www.meti.go.jp/press/2024/07/20240702001/20240702001-4.pdf>

資源エネルギー庁からの要請事項

- ① 経営陣がリーダーシップを発揮して、社内のガバナンス体制を構築し、自社の営業現場の社員による法令遵守や改革の趣旨の実現に向けた取組を徹底すること
- ② 賃貸住宅のオーナー、不動産管理会社、建設業者、ブローカーや仲介業者などの関係各方面に対して、消費者利益のためにビジネスを行っていくという改革に向けた取組を説明し、それに賛同できない事業者とは取引を行わないようにすること

※ 上記の他、改革機運に水を差す「駆け込み営業」について厳しく対処していく方針等を伝達。



定光資源・燃料部長から要請

LPガス事業者による決意表明、取組状況

- 法令遵守とお客様の利益向上を会社の基本として取り組む。改正法令の遵守を前倒し実施し、コンプライアンス計画を整備。取引先の不動産業者にも周知。
- 法令やガイドラインを遵守して料金の透明化を図るとともに、適正な投資による健全な競争の中で、LPガス業界への貢献と企業の成長に努めていく。
- 適正な法令対応確認のための社内モニタリングの実施、改正法令の理解浸透に向けた社内講習会の実施等により、法令遵守に努める。
- 自主取組宣言の内容と現場が一致していないと何のため自主取組宣言を出したのかわからなくなるため、社員に教育をしている。

(3) 規制当局の取組②：通報フォームに寄せられた情報等を踏まえたヒアリング・立入検査

- 改正法令が施行された7月以降、資源エネルギー庁及び地方経済産業局において、通報フォームに寄せられた情報等をもとに、**LPガス事業者に対するヒアリング・立入検査を実施（全国で16事業者）**。
- 事実関係や考え方を確認するとともに、法令遵守に向けた対応を要請。**

① 改正法令の施行前に寄せられた情報を踏まえた対応（12事業者）

- ✓ **施行前の駆け込み的な営業（過大な利益供与等）に関する情報提供が多かった事業者**に対し、以下の点を確認。
 - ・ 施行前の行為に関する事実関係、考え方
 - ・ 施行後の状況（法令遵守のための社内体制整備や研修等の取組状況など）など
- ✓ 「同業他社からの切替え営業への対抗で提案するしかない状況があった」、「施行前は建築会社や不動産業者からの要請を断れなかった」、「自社の委託先が駆け込み営業を行った可能性がある」など、**施行前に駆け込み的な営業があったと確認された事業者に対しては、今後はそうした営業を行わないよう要請**。各社からは、ヒアリング・立入検査を受けたことを重く受け止め、今後の社内体制整備に努める等の意思表示がなされた。制度改正の議論が出る前から営業していた物件の契約がたまたま施行直前のタイミングとなったと説明する事業者もいた。
- ✓ なお、多くの事業者は、施行後は、無償貸付や紹介料の支払い等の行為は行っていないと説明。施行後も引き続き一定額の紹介料を支払っている事業者に対し、過大な営業行為に抵触おそれがあると指摘したものもある。

② 改正法令の施行後に寄せられた情報を踏まえた対応（4事業者）

- ✓ 過大な営業行為の制限に係る規律の施行後、**法令違反が懸念される営業行為について情報提供があった事業者**に対し、個別にヒアリング等を実施。
- ✓ 下記のような指導事例あり。
 - ・ LPガス販売契約の切り替えに際して、切替え前の事業者が無償貸与した設備をオーナーから買い取る行為は、法令違反になりかねず、消費者との間で精算するなど、適切に対応するよう要請。
 - ・ 支払猶予による対応は、実質的にこれまで行われてきた設備の無償貸与と変わらないため、対応を改めるべきと指摘。

※ 上記の他、定期的に実施している立入検査においても、改正法令施行後の取組状況について確認し、必要に応じて注意喚起・対応要請を実施。

(4) 関係省庁と連携した取組 ～不動産関係者や建設業者への対応①

- LPガスの商慣行を巡る課題は、LPガス事業者と不動産関係者・建設業者との取引関係に起因するもの。このため、**本年5月17日付けで、不動産関係者・建設業者向けに通知を発出。**
- 具体的には、**不動産関係者等がLPガス事業者に対し違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、当該行為は取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえるとして、下記の対応を要請。**

※国土交通省HPにおいても公表：https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00070.html

<不動産関係者・建設業者に対する要請内容>

- ①「過大な営業行為の制限」（2024年7月2日施行）により、LPガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする**過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと**、もしくは、**LPガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと**。また、問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「LPガス商慣行通報フォーム」に情報提供すること。
- ②「LPガス料金等の情報提供」（2024年7月2日施行）により、本年2月29日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にLPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、**賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること**。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）
- ③「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」（2025年4月2日施行）により、LPガス事業者は、消費者が負担するLPガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのLPガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、**LPガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること**。

(4) 関係省庁と連携した取組 ～不動産関係者や建設業者への対応②

- **不動産関係者向けの説明会等**において、国土交通省／資源エネルギー庁から、LPガスの商慣行是正に係る法令改正の内容についての**周知及び協力要請を随時実施中**。大手管理会社に対しても協力を要請。
- **通報フォームに寄せられた情報**は、国土交通省とも**定期的に共有**。当該情報等をもとに、**国土交通省、資源エネルギー庁等**が連携して、事実関係の確認を含め、**随時、個別ヒアリングを実施**。

<不動産関係者向けの説明会等>

- 24年5月31日
大規模イベント（住まい・建築・不動産の総合展）において、国土交通省から、不動産業関係者に対し、賃貸住宅におけるLPガス料金に関する課題と対応について説明。
- 24年6月11日
（公財）日本賃貸住宅管理協会の総会において、国土交通省から、賃貸住宅におけるLPガス料金に関する課題と対応について説明。
- 24年6月14日
複数の大手管理会社に対し、国土交通省及び資源エネルギー庁から、改正省令の概要、5/17付け周知・協力要請通知の内容について説明し、意見交換。改革に向けた今後の対応と協力を要請。
- 24年7月31日
（一社）全国不動産協会に対し、国土交通省及び資源エネルギー庁から、改正省令の概要、周知・協力要請通知の内容について説明。
- 24年11月12日
（公社）全日本不動産協会に対し、資源エネルギー庁から、改正省令の概要、周知・協力要請通知の内容について説明。
- 24年12月6日（予定）
大規模イベント（賃貸住宅フェア2024in大阪）にて、資源エネルギー庁から、過大な営業行為の制限、三部料金制に係る規律の内容や、不動産業界に向けた注意点等について説明。

(参考) 不動産関係者や建設業者からの声

- 改正法令の施行後、資源エネルギー庁に寄せられる問い合わせの多くは、不動産関係者からのもの。
- 以下のように、LPガスをめぐる商慣行改革をサポートする声もある。

オーナー

- 入居者から見れば、給湯設備やエアコンなどの住宅設備の費用を含めた家賃を払っているのに、LPガス会社にその一部を払うことでガス料金が高くなっているというのはおかしい。
- LPガス事業者から貸付された設備の精算に不安ある。今後の設備交換費用については自己負担で行いたい。
- 競争のためとはいえ、ガス会社が住居に備え付けられている設備の費用を負担すること自体がおかしい。今後は自費で設備を購入することで入居者の負担が減るのであれば良い方向。

不動産関係者

- 今までの貸付行為は、ガス事業者間の競争としておかしいと思っていた。
- 法令遵守の方向に理解。不動産業者の講習会等で制度改革について議題となっており、内容は把握している。

建設業者

- 都市ガスと同じく配管費用が建設費に含まれるのはやむを得ない。その分、LPガス料金が安く提供されることを期待。
- 以前から商慣行について疑問を持っていたが、改正されるのが遅いくらい。
- 貸付はやめた方がよい。これを機に、建築時には給湯器や配管の請負工事などを受注対応とし、お客様に住宅を適正料金で提供することが健全。

(4) 関係省庁と連携した取組 ～消費者に向けた周知

- 消費者庁が中心となり、消費者に対して賃貸集合住宅の賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金等の情報の確認を行うよう周知するてポスターを作成（経済産業省、国土交通省との3省庁連名）。
- ✓ 消費者庁のHPで公表（令和6年6月20日）。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_038
- ✓ 全国の消費者生活センターへ配布等を予定。
- ※ 令和6年6月19日付けで国土交通省から不動産業界に対しても再周知。

<各方面からの御意見（概要）>

■ 液石流通WGにおける指摘事項

- 消費者に対するLPガス料金に関する情報発信として、以下について取り組んでいただきたい。
 - ✓ LPガス利用の賃貸集合住宅では契約前にLPガス料金を確認するよう周知
 - ✓ 消費生活相談窓口での相談（被害）事例の共有・注意喚起、消費生活相談員に対する研修の実施等

■ 消費者委員会における指摘事項

- 消費者庁には、苦情対応を分析し、関係省庁への情報提供や消費者への注意喚起を図っていただきたい。

LPガス料金

を契約前に確認しましょう

賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、**賃貸借契約を締結する前に**不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、**ガス料金について納得したうえで契約**しましょう。

基本料金	X,XXX 円
従量料金	0～5m³ XXX 円
"	5.1～10m³ XXX 円
"	10.1～40m³ XXX 円
"	40.1m³～ XXX 円
設備料金	X,XXX 円

え？
LPガス料金ってこんなにするの？！

料金が低い！と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。

※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者（消費者）に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者（消費者）が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関するトラブルは 消費者ホットライン 188 へご相談ください

消費者庁 経済産業省 国土交通省

(参考) 消費者委員会「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見」

(令和6年4月22日・消費者委員会決定) 抜粋

別添資料7 LPガスに関する消費者問題

3 次期消費者基本計画における重点事項とすべき論点、課題への対応策

(1) 液石法施行規則改正と実効性の確保

無償貸与などの商慣行是正に向けた対応策として、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底については省令改正を行い、違反については罰則措置を設けた。その実効性確保に向けて、商慣行見直しに向けた取組宣言や通報フォームの開設、公開モニタリングなどを挙げ、抜け駆け営業の発生も含めて監視・体制強化を行う。

(2) 監視通報体制の整備

LPガス事業者が全国に約1万6000事業者あるなかで、監視通報体制が適切に機能するよう、資源エネルギー庁において人員体制も含めた執行体制の整備に取り組むべきである。通報フォームの内容を無駄にせず、定期的な調査を実施して監視体制の強化をお願いしたい。

公正取引委員会のHPには、電力・ガスの小売全面自由化に伴い、情報提供窓口が設置されたが、LPガスについても開設してはどうか。

(3) 関係省庁との連携

入居者と直接的に対応する不動産関係者を所管する国土交通省、さらに公正取引委員会及び消費者庁が資源エネルギー庁と連携し、取組を進めることが不可欠である。

(4) 不動産関係者への周知徹底

制度改正の内容やLPガス料金の情報提供について、省令改正を待たずして不動産関係者へ通知文を発出するなど、周知徹底を図ってほしい。

(5) 実態調査の実施

国土交通省の情報提供に関するアンケート結果と、北海道生協連の実態調査の内容にはギャップを感じる。さらに、公正取引委員会の調査は約25年前の調査である。各省庁が協力して市場モニタリングを行っていくことが重要。

(6) 消費者への情報提供

入居希望者へのLPガス料金の情報提供について、努力義務ではなく徹底するべき。

(7) 重要事項説明書の取り扱い

LPガス料金の透明化を行うため、たとえば宅建業法の重要事項説明にLPガス料金を加えることを検討してはどうか。

宅建業者が負っている説明義務について、国土交通省作成の重要事項説明書の様式では、「直ちに利用可能な設備」、「設備の整備予定」、「設備整備に関する特別負担の有無」などの項目が既に用意されており、解釈運用にはLPガス配管等の所有権を説明することになっている。この特別負担に、LPガス料金に設備費用が含まれていることを、今後液石法令が改正されれば宅建業者に調査義務をかけて説明するべき。

(8) 景表法に基づく公正競争規約

医療機器業での公正競争規約を参考に、景表法第31条に基づき、LPガス業界で自主団体をつくって過大な営業行為を規制していくのはどうか。景表法は、消費者と事業者間の法律であるが、LPガス業界も医療業と同様、LPガス事業者を選ぶのは不動産業界（オーナー等）であるが、LPガスを使用し、代金を支払うのは消費者であるため、参考になるのではないかと。

(参考) 第5次消費者基本計画 (素案) ・抜粋

第4章 消費者政策における基本的な施策

2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択・自律的な選択の機会の確保

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択・自律的な選択の機会の確保

② 悪質商法・隙間ビジネス

(不動産関連トラブルへの対応)

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のため、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行う。

住宅リフォーム等をめぐるトラブルの未然防止のため、悪質なリフォーム業者に関する注意喚起を行うなどの消費者への情報提供を行う。また、既存住宅に関する消費者への情報提供のための安心R住宅制度を推進するとともに、リフォーム瑕疵保険等の保険制度を通じた消費者保護を図っていく。

賃貸集合住宅等におけるLPガス料金の不透明な商慣行に対する制度改正の内容について、不動産関係団体や建設業者に対して引き続き周知するとともに、不動産関係団体に対し、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金に関する事前情報提供について適切に対応するよう、継続して要請していく。

(5) 商慣行見直しに向けた取組宣言（業界による自主的取組）の公表状況

- WG中間とりまとめでは、商慣行是正に向け、LPガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促す方策として、LPガス事業者自らが改正制度を遵守すること等を宣言することで、消費者が宣言済みの事業者かどうかを知ることができる化することを提案。
- 2024年10月末時点で取組宣言を公表したLPガス事業者**（重複する事業所を除く）は**1,581者**と、5月末時点の154事業者より、1,427者増加。この他、本社以外の82事業所が自主取組宣言を公表。（事業者・事業所の合計1,663）
- 地域ブロック別にみると、関東、中部、中国、九州、沖縄において、取組宣言を公表している事業者の割合が高い。

公表件数

	前回	今回
事業者数	154	1,581
その他 事業所（注）	10	82
合計	164	1,663

注）本社以外の事業所等、重複する事業所数。

都道府県別宣言事業者数
（上位5都道府県）

県名	宣言事業者数
埼玉県	150
新潟県	121
大分県	100
静岡県	99
東京都	81

注）事業者団体調べ（都道府県別）

地域ブロック別 宣言事業者数

地域ブロック（注1）	宣言事業者数 （注2）	事業者数 （注3）	宣言事業者数 ／事業者数
北海道	64	975	7%
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	52	1,941	3%
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）	736	5,235	14%
中部（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）	164	1,552	11%
近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	109	1,987	5%
中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	120	963	12%
四国（香川県、愛媛県、高知県、徳島県）	77	883	9%
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	220	2,060	11%
沖縄	39	195	20%
合計	1,581	15,791	10%

注1）各局、監督部等管轄地域。

注2）宣言事業者数は事業者団体調べ（都道府県別） <https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

注3）事業者数は、経産省本省（本社所在地でカウント）、監督部、都道府県、政令指定都市の所管事業者の合計。2023年末のデータを使用。

(5) 商慣行見直しに向けた取組宣言（業界による自主的取組）の主な内容

- 自主取組宣言の内容としては、①法令遵守、組織体制及び顧客への説明、②顧客以外の関係者への関係構築、③社会への貢献について言及しているものが多い。

内容	宣言内容の例
法令の遵守 組織体制の整備 顧客への説明	①過大な営業行為の制限、②三部料金制の徹底、③L P ガス料金等の情報提供について法令を遵守します。 - 経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底します。特に、顧客である消費者と直接に接する組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させていきます。このため、私たちは、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備していきます。 - 顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図っていきます。
顧客以外の関係者との信頼関係構築	私たちが事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、私たちの理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備します。その上で、私たちが液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知していきます。
社会への貢献	私たちは、社会貢献の公約を実践するべく、カーボンニュートラルへの対応等、社会貢献に向けた具体策を策定していきます。
経営トップのコミットメント	社長名の宣言。社長を責任とする管理体制のもと、確実に実行してまいります。
経営理念等	経営理念、倫理憲章を宣言文に記載。
教育研修、社内徹底	社内講習会や社内通達等を通じて、今回の改正省令および当社の取組方針等を、社内にあまねく浸透させ、また契約書の事後チェック等、社内法務部門とも連携し管理体制の強化に努めます。
遵守状況のモニタリング	- 社内監査等により遵守状況を定期的に確認します。 - グループ行動指針の策定、グループ行動指針の為の定期モニタリングを行い社内徹底します。
保安の確保	保高度化をさらに推し進め、お客様に暮らしの安全・安心をお届けします。

(参考) 業界団体による自主的な取組～14条書面の再交付

- 「七協議会」(日本液化石油ガス協議会、東北液化石油ガス保安協議会、関東液化石油ガス協議会、中部液化石油ガス保安協議会、近畿液化石油ガス保安協議会、中国液化石油ガス保安連絡協議会、九州液化石油ガス保安連絡協議会)は、商慣行是正に向けた改正省令の施行を契機として、LPガス事業者による自主的な取組として、既存顧客への14条書面の交付(再交付)を推奨事項として決定。

※14条書面とは、LPガスの算定方法などの料金に関する情報等を記載された書面のこと。LPガス事業者は、消費者と販売契約を締結する際、液化石油ガス法第14条に定める書面(14条書面)を消費者に交付することが義務づけられている。

七協議会による決定事項(2024年10月30日)

既存顧客への

液化石油ガス法第14条 書面の交付(再交付)を推奨する

本年、4月2日に改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法」では、LPガス業界の商慣行是正という大きな節目を迎えたと言えます。具体的には「過大な営業行為の制限」「LPガス料金等の情報提供」(以上、本年7月2日施行)「三部料金制の徹底」(来年4月2日施行)の三本柱から形成され、14条書面については料金の算定根拠に変更がないことを理由に再交付は求められていません。しかしながら、LPガス業界が今まで以上にお客様に信頼され、長期にわたり安心・安全で便利なエネルギーとして供給していくにあたり、料金の算定方法や設備の所有関係等、この節目を境に改めて既存のお客様にも書面を再交付することを推奨いたします。

なお、本推奨はあくまで自主取組として行うものであり、強制されるものではありません。LPガス業界がある意味、生まれ変わろうとする意志を示すとともに、供給事業者がお客様との契約関係を再確認するためのものです。また、再交付を実施する場合、期間についても訪問機会の減少などから4年程度を見込みます。

1. 改正法令の施行後の状況

- (1) LPガス地方懇談会における議論状況
- (2) 「LPガス商慣行通報フォーム」に寄せられた情報
- (3) 規制当局における監視・執行体制整備、規制当局の取組
- (4) 関係省庁と連携した取組 ~不動産関係者への対応等
- (5) 商慣行見直しに向けた取組宣言

2. 本日ご意見・ご議論いただきたい事項

ご意見・ご議論いただきたい事項①

- ✓ 市場監視・モニタリングの進め方（全般）
 - ～ どのような情報が提供され、どのような議論を行うとよいか
 - ～ 市場関係者による相互監視を通じて違法行為に対する抑止力を働かせるには、関係者それぞれがどのような行動をとることが期待されるか
- ✓ 通報フォームに寄せられた情報等の取扱い、分析方法
- ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の評価、取扱い
- ✓ LPガス事業者による取組状況についてヒアリングすべき事項
- ✓ 三部料金制の徹底に係る規律の施行に当たって取り組むべき事項
- ✓ いわゆる「貸付配管」に関するモニタリング・調査の方法

（参考）液化石油ガス流通WG「中間とりまとめ」（2024年4月19日）・抜粋

また、**当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等について、モニタリングを継続**していくことが求められる。
具体的には、

- ・ 改正法令施行後の実態調査を行い、貸付配管を取り巻く状況の詳細を把握する
 - ・ 当該調査結果も踏まえ、貸付配管をめぐる課題や改善状況を評価する
 - ・ 例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討する
- といったスケジュールで調査・検討を進めていくことが適当である。

ご意見・ご議論いただきたい事項②

- ✓ 液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方などについて、判断事例を積み重ね、ガイドラインを適時適切に見直していくこととしているところ、以下の事例についてどう評価するか。評価に当たっての視点・留意点として何が考えられるか。

【設備の売買と支払猶予】

- LPガス事業者がオーナーとLPガス供給契約を締結するに当たって、オーナーに設備を販売する一方で、LPガス供給契約の期間内は、オーナーによる設備費用の支払を猶予する行為についてどう評価するか。なお、当該設備の費用については、LPガス事業者が減価償却費として費用計上し、その償却期間内にLPガス供給契約を解約した場合は、当該設備の残存簿価相当の違約金が生じることとなっている（償却期間内であれば、オーナーによる費用負担はゼロ）。

【第三者に対する保証料支払いと、LPガス事業者による利益供与との相殺】

- オーナーが、LPガス事業者から紹介された、第三者の保証会社やリース会社等と設備の保証契約を結ぶ行為についてどう評価するか。なお、オーナーが負担する保証料は、LPガス事業者によるガスボンベ置き場代金の支払い相当額となっている（オーナーによる保証料負担は実質ゼロ）。

【紹介料の支払い】

- LPガス事業者を切り替えるにあたって、オーナーに対し、紹介料を支払う行為についてどう評価するか。同様に、LPガス事業者を切り替えるにあたって、消費者に対し、一定期間のLPガス料金割引等の利益供与を行う場合はどうか。両者の違いは、LPガス販売契約を結ぶ当事者に対する利益供与か否かであるところ、評価にあたっての視点・留意点として何が考えられるか。

【セット販売・営業】

- LPガス事業者が、オーナーとLPガス供給契約を締結するに当たって、例えば自社が販売する灯油をオーナーに無償提供する、灯油設備を無償貸与する等の行為についてどう評価するか。